

四街道市議会会議規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(<u>電子表決システム等</u>による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を採ろうとするときは、<u>電子表決システム（議員の議席ごとに設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をすることができる装置をいう。以下同じ。）</u>により、<u>問題</u>を可とする<u>者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p><u>2 電子表決システムにより表決を行うときは、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押すものとする。この場合において、出席議員が電子表決システムの賛成ボタン又は反対ボタンのいずれも押していないときは、当該議員は電子表決システムの反対ボタンを押したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>電子表決システムによる</u>方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>(<u>起立</u>による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を採ろうとするときは、<u>問題</u>を可とする<u>者を起立させ、起立者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p><u>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立</u>の方法で表決を採らなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。